

令和3年6月30日

令和3年
第2回野洲市議会定例会
発 議 書

野 洲 市 議 会

発議第1号

野洲市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年6月30日

提出者 野洲市議会議員 橋 俊明

賛成者 野洲市議会議員 立入 三千男

賛成者 野洲市議会議員 工藤 義明

賛成者 野洲市議会議員 山本 剛

賛成者 野洲市議会議員 矢野 隆行

賛成者 野洲市議会議員 長谷川 崇朗

野洲市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
野洲市議会政務活動費の交付に関する条例（平成16年野洲市条例第6号）の
一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号及び様式第3号中「印」を削る。

付 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

発議第2号

野洲市議会議規則等の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和3年6月30日

提出者 野洲市議會議員 橋 俊明

賛成者 野洲市議會議員 立入 三千男

賛成者 野洲市議會議員 工藤 義明

賛成者 野洲市議會議員 山本 剛

賛成者 野洲市議會議員 矢野 隆行

賛成者 野洲市議會議員 長谷川 崇朗

野洲市議会会議規則等の一部を改正する規則

(野洲市議会会議規則の一部改正)

第1条 野洲市議会会議規則（平成16年野洲市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「議員が、」の次に「公務、」を加え、同項第2号を次のように改める。

(2) 議員の出産又は議員の配偶者が出産するにつき補助する必要がある場合

第2条第1項第5号中「その他」を「議員が、育児、介護その他」に改め、同号を同項第6号に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 議員の出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前
の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内

第2条第3項本文中「その理由」の次に「及び期間」を加える。

第89条第1項中「場合には、」の次に「住所にあっては所在地を、氏名にあ
っては」を加え、「記載し、押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、
同項に後段として次のように加える。

この場合において、氏名の記載に当たっては、署名又は記名押印による方
法によりこれを行わなければならない。

第103条ただし書中「ただし、」の次に「議長が指定するタブレット型情報
端末機」を加える。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

年　月　日

野洲市議会議長 様

野洲市議会議員

欠席届

下記の会議には、次の理由により出席できないので届けます。

記

1 会議の期日 年　月　日

2 会議の名称 本会議 ・ 全員協議会 ・ その他

(他の会議の場合の名称 _____)

3 欠席の期間 年　月　日から 年　月　日まで

4 理由（野洲市議会会議規則第2条）

※該当項目に○を付けてください。

議員の公務、負傷又は疾病のために療養
議員の出産又は議員の配偶者の出産補助
議員の出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間） 前の日から当該出産の日後8週間経過日までの期間内
議員の配偶者、父母、子、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹又は配偶者の父母の死亡
議員の配偶者、父母、子若しくは配偶者の父母の負傷又は疾病による看護
その他 (理由)

(野洲市議会委員会規則の一部改正)

第2条 野洲市議会委員会規則（平成27年野洲市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「委員が、」の次に「公務、」を加え、同項第2号を次のように改める。

(2) 委員の出産又は委員の配偶者が出産するにつき補助する必要がある場合

第3条第1項第5号中「その他」を「委員が、育児、介護その他」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「により」の次に「、委員が」を加え、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 委員の出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前
の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内

第3条第3項本文中「その理由」の次に「及び期間」を加える。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

年　月　日

委員会委員長 様

委員会委員

欠席届

下記の会議には、次の理由により出席できないので届けます。

記

- 1 会議の期日 年　月　日
2 会議の名称 委員会
3 欠席の期間 年　月　日から 年　月　日まで
4 理由（野洲市議会委員会規則第3条）

※該当項目に○を付けてください。

委員の公務、負傷又は疾病のために療養
委員の出産又は委員の配偶者の出産補助
委員の出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間） 前の日から当該出産の日後8週間経過日までの期間内
委員の配偶者、父母、子、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹又は配偶者の父母の死亡
委員の配偶者、父母、子若しくは配偶者の父母の負傷又は疾病による看護
その他 (理由)

様式第3号中「印」を削る。

(野洲市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 野洲市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成16年野洲市議会規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号までの様式、様式第7号及び様式第8号中「印」を削る。

(野洲市議会議員政治倫理条例施行規則の一部改正)

第4条 野洲市議会議員政治倫理条例施行規則（平成22年野洲市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」を削る。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第3条関係）

審査請求者署名簿

野洲市議会議長 様

を代表者として、野洲市議会議員政治倫理条例
第5条第1項の規定に基づく審査の請求に署名し、審査を請求します。

番号	署名年月日	住所	氏名	備考

付 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

